

'82年度第3期

テーマ 『冬をいかにむかえ撃つか』

今月のテーマ 『医療(最終会)』

夜間学校

釜ヶ崎夜間学校
西成区役所の茶屋255-23
釜ヶ崎解放会館2階
金田勇・寺嶋国行

大和中央病院へ 要望書をとおくろう!

病院側は誠実な対応を 今夜7じより、西成市民館にて

今月は大和中央病院について話し合ってきました。この病院についての悪評を聞くにつけ、少しでも改善する必要があることを知らされ、取り組んだことでしたが、自分自身が体験した具体的な問題を話してくれ人はわずかでした。さて、今回は、一応の結論として大和中央病

院への要望書を作成したいと考えています。
一、ガードマンの暴力的な対応を改めること。
一、薬づけ、検査づけをやめること。
一、医者は患者に対し、こいねいに病状の説明、薬・治療内容の説明をおこなうこと。
一、アルコールによる禁断症

状のでない患者をベッドにし、りつけるようなことはやめようこと。
一、訪問者が訪れた時、身体が弱っている患者をわざわざ受付け降ろして面会させるのではなく、病室で面会をゆるすこと。
等々、他にも大和中央病院へ要望のある仲間は、ぜひ参加し、皆で要望書を作成し、病院側の方々に目を通していただきたいと願っています。誠実な対応を期待しています。

緊急要保護患者	入院数	入院患者数
一般	56年	57年
大和中央	1075	906
山本中央	156	131
阪和	48	17
相原中央	30	15

入院患者数
56年 1717人
57年 1141人 (11月現在)

この病院については、今

後もつづけて改善を要求する取り組みを皆でつくっていきたいと願っています。非人間的な扱いを受けた経験のある仲間は、その事を話して下さい。
・医療という名目の下に隠れたなかで、我々の生命をおびやかす病院に対して、たち向えるだけのものを、我々がつくっていく必要があると思います。

★お知らせ
★今后、夜間学校の旺日と場所が変わります。
旺日：水旺か金旺
場所：市民館
★忘年会をやるう
日時：12月30日夜7じ
場所：ふるさとの家 (三島公園の前です)
会費：一人500円
誰でも気軽に参加して下さい
ピルはあります

前回の報告

大和中央病院の

実態はいかに ③

ガードマンのこと

先日、大和中央にいったところ、**「もうこんな**

いでくれ」とガードマンに追いだされた話から、いろんな意見がだされました。

「ガードマンは大和以外の病院でもおるし、救急病院やったら夜間の出入りもあるんやからおるのは当然や」

「ヨソの病院のガードマンと比べると、態度悪いんちゃうか」

「だいたい病院は病気をなおすところや、安静を保つためにはガードマンは必要、昼間の

救急病院とは

救急病院等を定める省令(昭和九年二月二〇日厚生省令第八号)
(医療機関)
第一条 消防法(昭和二年法律第一八六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に關し協力する旨の申出があつたもの(以下「救急病院」とは「救急診療所」ということとする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると判断される傷病者及びただちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。)

2 手術室、麻酔器、エックス線装置、輸血及び輸液のための設備その他前号の医療を行なうために必要な施設及び設備を有すること。
3 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所(所在し、かつ傷病者の搬入に適した構造設備を有すること)。
4 事故による傷病者のための専門病棟その他救急隊によつて搬入される傷病者のために優先的に使用される病棟を有すること。
(告示)
第二条 都道府県知事は、前条の申出のあつた病院又は診療所であつて前条各号に該当すると認められたものについて救急病院、救急診療所である旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。救急病院又は救急診療所が前条各号に該当しなくなつたとき、又は前条の申出が撤回されたときも同様とする。

ら酒飲んでいく人もいるしな」
「それでも、後のバンドをひっぱったりする。泥酔者をポリがあつかうやり方そのものや、患者を人間とは思へんのや」

患者として

「そうはいつても、患者は治療を受けにきてるんやし、社会人として当然、病院の規則には従がわなあかん、ワシは結核で五年ほど入院してたけど、刑務所みたいなきびしかった。タバコなんかのんだら、即退院や。やぱり節制が一番や、片肺にな

ったけど、今は元気に働けるようになった」
「今の人の言うことは当てると思う。実際の経験から出てきたもんや」

「それはたしかにそうやけど、ワシなんかシノギにやられて、二針ぬうてがでも、酒のんでるうだけベッドにしばりつけられたし、酒からさめてからもそのままやつた。それにこれくらいのがやのに毎日4本も点描をうたれた」
「患者に不信感をもたせるような行為がある。保険の患者より福祉の患者の方がもうかるというところもある」
「ようは心がけやと思う。自分でちやんと保険をつくつて、いら病院も選べる

し、ありがたい薬など思たうきくもんや」
「病院が患者をなめとるとしてもあつて、ちよつとしたコブができただけでも救急車呼ぶ人もある、なめられんようにしつかりせえなあかんと思う」

患者と病院は五分五分か

「福祉の患者やからと特別にへいこうする必要はないと思う。ワシらからタバコや酒で税金おさめてるんや」
「病院は安心して入れるとこでないと困る」
「やっぱり患者の自覚や」
「救急病院を何年かおきにかえたらええねん」
「問題は医師会にもちこんだらええんや」

いろいろ意見がとびだしましたが大和中央病院のあり方も、問い直す必要はまだまだあるようです。